

広島県公安委員会告示第52号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和7年7月17日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名 (住所)	製造業者名 (住所)
5P0364	告示の日 (令和7年7月17日)から 3年間	ぱちんこ 遊技機	PデビルマンLM 3	株式会社ニューギン 代表取締役 新井 宏明 (愛知県名古屋市中村区烏 森町三丁目56番地)	左同
510362	同上	同上	eベルセルク無双 2H3	同上	左同
510228	同上	同上	PA義風堂々!! ～兼統と慶次～3 N-X	同上	左同
510196	同上	同上	PSTEINS ; GATEON3	同上	左同